

## 平成24年4月1日から 事業系ごみの処分が有料になります

平成24年2月に「中城村北中城村清掃事務組合一般廃棄物処理手数料に関する条例」が改正され、本組合構成村（中城村、北中城村）の収集運搬許可業者が収集する事業系ごみ（商店や事務所、工場等すべての事業活動に伴って排出される一般廃棄物）について10kgにつき60円で手数料を徴収することになりました。

\*収集運搬許可業者とは、事業者の皆様が現在契約しておられる収集業者のことです。

現在、構成村内の住民の皆様及び事業所の皆様にごみ減量に取り組んでいただいているところであります。

この度の事業系ごみの有料化は、さらなるごみの発生抑制・減量の促進を図るとともに、受益者負担・原因者負担の原則に基づき、適正かつ公平な負担をお願いするための制度です。

事業者の皆様のご理解とご協力をお願いします。

### ● 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）

#### 事業系一般廃棄物の法的な位置付け

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「法」という。）では、廃棄物は産業廃棄物と産業廃棄物以外の一般廃棄物とに分けられます。市町村が処理できる廃棄物は原則として一般廃棄物です。さらに、一般廃棄物は家庭系と事業系に区分されます。法では、第3条に事業系廃棄物を事業者自らの責任で適正に処理すると明記されています。

※ ごみの収集運搬を委託する場合は、必ず構成村（中城村、北中城村）の許可を受けた収集業者と契約し、適正に処理して下さい。

問合せ：中城村北中城村清掃事務組合  
TEL：098-942-3115